

「表紙共 13 枚」

令和 6 年 6 月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和6年7月8日(月曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	14 番 横田秀喜
3 番 飯田 隆	15 番 川津清則
5 番 河津祐二	16 番 井上俊勝
6 番 川良澄子	17 番 財津満寿光
8 番 湯浅正徳	18 番 梶原真悟
9 番 樋口虎喜	19 番 河津裕治
10 番 高瀬義徳	
12 番 中島幸一郎	
13 番 平川 修	

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 武内義則 主幹 麻生純一 主査 藤原東託

6 月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 7月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

7 その他

(1) 第2回 役員会報告

(2) 農地利用最適化活動の記録について

(3) 「台湾東部沖地震災害支援金」について

(4) 7月現地調査

日 時：7月25日(木) 午前9時～

※調査委員のみ

(5) 7月調査委員会

日 時：7月30日(火) 午前10時30分～

※会長・副会長・調査委員

(6) 7月定例総会

日 時：8月8日(木) 午後2時～

会 場：7階 大会議室

(7) 当面の日程

7月22日(月) ウーマンアグリネットおおいた通常総会

(別府市) *女性委員4名が対象

7月30日(火) 市議会産業建設委員会の現地視察及び意見交換

◇上津江・中津江方面にて、中山間地での農業の状況を視察

*役員を中心

(8) その他

・「6月分 農業委員会活動記録簿」の提出日

・「6月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>皆様こんにちは。 それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。 本日は、2番 中島委員、4番 穴井委員、11番 原田委員、大谷農地利用最適化推進委員から欠席の連絡を頂いております。 日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。 また、会議に入ります前にお断りさせていただきます。 議事進行上発言される場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言をされるようお願いいたします。 携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくかマナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。 それでは本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。 会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。 暑い中でですね、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。 またですね、田植えの方も、一段落ついたところでですね、安心している方も多かろうと思います。 昨年7月20日からの新体制になりました一年が過ぎました。 あとで事務局の方から説明があろうかと思いますが、委員の方々の思いや考えをですね、一回の定例総会に、2人ずつぐらいにお話を聞かせていただきたいと思います。 それでは今日件数が多いので議事を進行してまいりたいと思います。 それでは会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございません。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>んか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。 それでは、議事録署名委員を発表したいと思います。6番 川良澄子委員、15番 川津清則委員のお二方に お願いしたいと思います。</p> <p>それから、議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。 今回議案訂正はございません。 議案訂正ではないんですけども、5月の定例総会にて選任して頂いておりました6月調査委員のうち、 18番 梶原真悟委員が都合により現地調査に行けなくなりましたことから、14番 横田秀喜委員に変更いた しましたので、議案訂正ではございませんが、ここで報告させていただきます。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査員は、8番 湯浅正徳委員、9番 樋口虎喜委員、14番 横田秀喜委員の3名でございました。 調査委員長は、9番 樋口虎喜委員でございます。 樋口委員、お願いいたします。 それでは、樋口委員、現地調査の結果など報告をお願いいたします。</p>

<p>調査委員長 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、皆さんこんにちは。お疲れさまでございます。 今月の調査委員長の9番 樋口でございます。 去る6月24日に、8番 湯浅委員さん、14番 横田委員さん、事務局3名と現地調査を行いました。 先ほど会長からもありましたように、今回3条が5件、4条が6件、5条が10件、合計21件ございます。 詳細につきましては、事務局から説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 それでは議案書の1頁でございます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件、5件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。はじめさせていただきます。 議案1頁、議案第1号、農地法第3条についてです。 今月は5件申請がありました。 番号28、大山町西大山〇で、地目は登記簿、現況ともに田、面積が172㎡です。 譲渡人は日田市大山町の〇さんで、譲受人は日田市大山町の〇さんです。譲受人からの申し出により譲り渡したい、譲り受けて杉等の苗木を栽培したいとのことでの申請です。スライドに行きます。国道212号を大山町方面に進みまして、大分大山町農協 鎌手支所さん付近の赤い丸のところ農地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真方向の方から写しております。現況の写真になります。 はい、次に行きます。番号29・30、両方の議案について、譲受人が同じであり、現地が隣接地でありますので、同時に説明をさせていただきます。番号29、大字花月〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が868㎡です。番号30、大字花月〇と〇で、地目は、〇は登記簿・現況ともに田、〇は登記簿・現況ともに畑、面積が合計1,164㎡です。</p>

譲渡人は、議案29が日田市秋原町の〇さん、議案30は京都府の〇さんです。譲受人は、どちらの議案とも日田市藤山町の〇さんです。耕作管理ができないため、譲り渡したい。譲り受けて杉等の採穂場として取得し、新規に就農したいとのことでの申請です。国道212号を中津方面に進みまして、信号、藤山三差路を左折し、県道日田山国線に入った赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。面積が大きいので、左右から写真方向を取っておりますので、順に流していきたいと思えます。西側から撮りました現地の写真になります。東側から撮りました現地の写真になります。

続いて番号31、大字西有田〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が0.75㎡です。

譲渡人は2人共有で千葉県の〇さんと、日田市坂井町の〇さんで、持分は2分の1ずつとなっています。譲受人は日田市坂井町の〇さんです。譲受人の申し出により譲り渡したい、譲り受けて土地の形状を現況に合わせて整えたい、とのことでの申請です。国道212号を中津方面に進みまして済生会日田病院の信号を右折した赤い丸の現地が農地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。この赤いところが現地になります。現況の写真です。

次に行きます。続いて番号32、大字高瀬〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が712㎡です。

譲渡人は日田市大宮町の〇さんで、譲受人は日田市大宮町の〇さんです。相続したが管理が困難であるため、譲り渡したい、農地を購入し、新規就農、家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。国道210号日田バイパスを玖珠方面に進みまして、大宮の信号を右折した赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。北側からと東側から、面積が大きいので二つに分けて写真を撮っております。こちらが写真方向①の写真になります。こちらが写真方向②の現況になります。

それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思えます。

調査委員長
(樋口虎喜)

はい。

3条は5件ございました。

現地確認いたしましたけど、特に問題無いと思っております。

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。資料No.1の1頁目、2頁目が、農地法第3条についてになっています。全てに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の報告、また調査委員長の報告にあるようにですね、許可という結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思います。</p>
<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、飯田委員どうぞ。</p>
<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>3番 飯田です。 この29と30番ですね、これ、先月にも一回申請が出て、ちょうど調査員で現地を確認したんですが、これ、杉の採穂場ということなんですが、すぐ横には田んぼを今作ってますね。 そういうので、もし採穂場から杉の園になる可能性ということは、ないんでしょうかね。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、事務局よろしいですか。</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。 採穂場につきましては、隣接者の同意書ももらっております。申請書の方には、木の高さ、2メートル以下での管理を行う、ということも明記していただいております。 以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員、よろしいですか。</p>
<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>はい、分かりました。 2メートルぐらいですね。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>何かほかにご意見ございませんか。 よろしいですか。 (はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>なかったらですね。 この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため許可要件の全て満たしてると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方々挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。 続きまして4頁ですね、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件。 6件でございます。 事務局は、説明の方をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。 私から議案書4頁、議案第2号 農地法第4条の申請について説明いたします。 今月は6件の申請が出ています。 番号9、申請地は大山町東大山〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は634㎡です。 申請人は大山町東大山の〇さんです。申請理由は、申請地を使い、地元高齢者の集いの場及びグラウンドゴルフ用地として利用したいとのことです。場所の説明です。日田市大山振興局から田中淵橋を渡り、市道中大山続木線から市道山際天竺台線を約1.5キロほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いため、現地の写真を二つに分けています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。こちらの申請は、現状のままの状態でグラウンドゴルフのコースとして使用するため、資金証明は不要としております。 続きまして番号10、申請地は大字高瀬〇と〇の第2種農地です。地目は登記簿 畑、現況 雑種地です。合計面積は220㎡です。</p>

申請人は大字高瀬の〇さんです。申請理由は、既に宅地及び鶏小屋として利用しているが、許可を受けていなかったためです。こちらは追認の案件となりますので、始末書を徴取いたします。場所の説明です。県道小畑日田線を琴平方面に向かい、高瀬小学校の200メートル手前を上野方面に右折した赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真を二つに分けております。写真方向①の写真です。次に写真方向②の写真です。

続きまして番号11、申請地は大字十二町〇の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は180㎡です。

申請人は大字十二町の〇さんです。申請理由は、児童発達支援センターの職員駐車場用地として利用したい、とのことです。場所の説明です。国道386号の新治交差点から市道友田徳瀬線を南下し、株式会社サニクリーン九州サニタリーオペレーション日田営業所さんから右折した赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続きまして番号12、申請地は大字日高〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は1,066㎡です。

申請人は求町の〇さんです。申請理由は、里道が災害等で塞がれ、田としての使用が困難になったため、山林にしたいとのことです。場所の説明です。国道386号から市道古金線を古金ニュータウン方面に進み、坂本製材所さんを左折し、200メートルほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが現地の写真となります。

続きまして番号13、申請地は天瀬町塚田〇と〇の第2種農地です。地目は〇が登記簿・現況ともに畑、〇が登記簿・現況ともに田です。合計面積は2,117㎡です。

申請人は天瀬町塚田の〇さんです。申請理由は、農地として利用が困難になったため、杉を植林して山林にしたいとのことです。場所の説明です。県道岩戸五馬日田線を日田市立五馬中学校方向へ進み、見折谷集落手前の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いため、現地の写真を二つに分けております。写真方向①の写真です。次に写真方向②の写真です。

続きまして番号14、申請地は大字西有田〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は

	<p>71㎡です。</p> <p>申請人は大字西有田の○さんです。申請理由は、○に住宅を建てるための接道として公衆用道路へと転用したい、とのこと。場所の説明です。国道212号を大分県済生会日田病院さん方向に進み、日田信用金庫清水支店さんのところの交差点を右折し、坂本橋を渡り左折して、約200メートルほど進んだ赤い丸で示しているところです。こちらが航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが現地の写真となります。</p>
<p>調査委員長 (樋口虎喜)</p>	<p>それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p> <p>はい。</p> <p>4条は6件です。</p> <p>そのうち追認が1件ございますが、40年前ぐらいに、もう宅地として利用し、今度、申請にあたり、4条の許可が終えていないということで、始末書等を取るようでございますが、やむを得ないかなと思っております。</p> <p>他の案件につきましては、特に問題無いかなと思っております。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の3頁から6頁が農地法第4条についてになっています。全てに該当しないことが条件です。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の議案説明及び調査委員長の説明にもあったようにですね、追認が1件でございます。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>無ければですね、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項及び第6項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。 続きまして7頁でございます。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、10件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>議案書7頁、議案第3号 農地法第5条についてです。 今月は10件申請がありました。</p>

番号9、申請地は田島2丁目○の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は235㎡です。

譲渡人は日田市田島2丁目の○さんです。譲受人は日田市田島2丁目の○さんです。

申請理由は、住宅用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。日田市役所から大分地方法務局日田支局さん方向へ進み、福地のうなるホルモンさんの裏手になる赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続きまして番号10、申請地は大字友田○の第3種農地です。地目は登記簿 田、現況 畑です。面積は334㎡です。

譲渡人は日田市大字十二町の○さんです。譲受人は日田市大字友田の○さんです。

申請理由は、駐車場用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。大字友田の国道386号沿いにある株式会社想夫恋友田支店さんの裏手に隣接している赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続きまして番号11、申請地は大字日高○の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は1,125㎡です。

譲渡人は日田市三芳小淵町の○さんです。譲受人は日田市三芳小淵町の○さんです。申請理由は、貸事務所及び駐車場用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。JR豊後三芳駅より北に約300メートル進んだ株式会社日田製茶さんと隣接している赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続きまして番号12、申請地は大字西有田○の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は340㎡です。こちらの案件は、親子の貸し借りでの申請となっております。

貸人は日田市大字西有田の○さんです。借人は日田市大字西有田の○さんです。申請理由は、申請地を住宅用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。国道212号を大分県済生会日田病院さん方向に進み、日田信用金庫清水支店さん前の交差点を右折し、坂本橋を渡り左折して約200メートルほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続きまして番号13・14は、譲渡人と譲受人は同一となっております。番号13から説明いたします。

申請地は大字西有田○の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は4.45㎡です。譲渡人は2名の共有名義となっております。日田市大字西有田の○さんと千葉県千葉市の○さんで、持分は2分の1ずつとなっております。譲受人は日田市大字西有田の○さんです。申請理由は、申請地を住宅用地として使用したい、とのことです。場所の説明ですが、番号12の申請と同一となっておりますので、場所の説明は省略させていただきます。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続きまして番号14、申請地は大字西有田○と○の第2種農地です。○の地目は登記簿 田、現況 畑です。○の地目は登記簿 田、現況 雑種地です。2筆の合計面積は17.63㎡です。

譲渡人は2名の共有名義となっております。日田市大字西有田の○さんと千葉県千葉市の○さんで、持分は2分の1ずつとなっております。譲受人は日田市大字西有田の○さんです。申請理由は、申請地を公衆用道路として使用したい、とのことです。場所の説明ですが、こちらも、申請番号12・13の申請と同一となっておりますので、場所の説明は省略させていただきます。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続きまして番号を分けておりますが、番号15と16は、同じ譲渡人と譲受人となっております。最初に番号15、申請地は大字西有田○の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は518㎡です。

譲渡人は大分市にお住まいの○さんです。譲受人は日田市羽田町の○さんです。申請理由は、申請地を購入し、古民家カフェから鑑賞出来る桜等を植林する植林用地として使用したいとのことです。こちらは既に一部農地に住宅進入路を設置しているが許可を得ていなかったため、一部追認案件ですので、始末書を徴取する予定です。場所の説明です。セブンイレブン西有田日田店さんから、市道日高西有田線をローレル日田カントリークラブさん方向に進み、途中を左折した赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので、現地の写真を二つに分けています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。

次に番号16、申請地は大字西有田○の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は569㎡です。

譲渡人は大分市にお住まいの〇さんです。譲受人は日田市羽田町の〇さんです。申請理由は、申請地を購入し古民家カフェの駐車場用地として使用したい、とのこと。こちらの申請は、番号15と申請人が同一で、申請地が飛び地となっていますので、場所の説明は省略させていただきます。こちらが拡大した航空写真です。字図です。農地が広いため、現地の写真を二つに分けています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。

続きまして番号17、申請地は中津江村合瀬〇・〇・〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は3筆合わせて1,966㎡です。

譲渡人は日田市銭湊町の〇さんです。譲受人は中津江村合瀬の〇さんです。申請理由は、申請地を譲り受け、植林用地として使用したい、とのこと。場所の説明です。国道442号を福岡方面に進み、竹原峠トンネル手前を右折し、約100メートル進んだ赤い丸で示しているところです。近くには道の駅鯛生金山さんがあります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いため、現地の写真を三つに分けております。写真方向①の写真です。次に写真方向②の写真です。最後に写真方向③の写真です。

次に番号18、申請地は大字小野〇、〇、〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は3筆合わせて1,594㎡です。こちらの案件は賃貸での申請となっております。

賃貸人は、〇の所有者、日田市大字渡里の〇さんと、〇・〇の所有者、日田市三河町の〇さんです。賃借人は日田市小ヶ瀬町の〇さんです。申請理由は、申請地を賃借し、災害復旧工事の残土・資材仮置場用地として使用したい、とのこと。場所の説明です。国道212号から県道宝珠山日田線を進み、三河町公民館を約300メートル進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いため、現地の写真を二つに分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。

以上、5条は10件となります。

それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。

<p>調査委員長 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。 5条申請、10件ございました。 そのうち1件一部追認がありますが、特に問題無いと考えております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。資料No.1の7頁から10頁が農地法第5条についてになっております。全てに該当しないことが条件です。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるようにですね、追認が1件でございます。 皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思っております。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>諫山委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>農地委員の諫山ですけど、18番の小野地区のやつですけど、一時転用となっておりますが、期間なりが設定されてますか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。 一応、1年を予定しております。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございませんか。 よろしいですか。 はい。 飯田委員どうぞ。</p>
<p>3 番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。 3番 飯田です。 同じく今の18番ですが、あれを見ると、これ結構、災害の後があるんですが、これ、あの石等は結構田んぼの中に残ってるような気がするんですが、今、期間は1年ということなんですが、そのあとは、これ、水田に戻りますかね、これは。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お願いします。</p>

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>はい。 ここ、実は中山間地域等直接支払制度に入っている農用地でございます。自然災害の場合は、こちらの実施要領の運用の第4になりますが、復旧計画書を、市に提出することにより、復旧計画を協定に位置づけされた、とみなしますので、こちらは中山間に入ってる対象農用地とすることができます。その代わりに、ここを必ず復旧して農用地にしますよ、ということで、市に計画が出ておりますので、こちら中山間に入っていることもあり、水田に復旧するということを農業振興課の方に確認しております。 それから、こちらの補足なんですけども、中山間に入ってるところを、一時転用でも賃貸していいのかということになりますけども、こちらもですね、県に確認いたしましたところ、自然災害であり、復旧計画も出ているということなので、一時転用ですので、必ず農地に戻すということで問題は無い、ということで県にも確認がとれております。 以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。 また、この期間は1年ということなんですけど、中山間地ということで、1年後には、確実に、田には戻らないと、ということなんですけど。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>そうですね。 この一時転用が終わった後に農用地に復旧するということになります。 以上です。</p>

<p>3 番 (飯田 隆)</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 ほかに何かございませんか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>何も無いようでございますので、無ければこの件につきましてですね、別紙チェックシートのとおり農地 法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます全員賛成でございますので、議案第3号は、原案どおり許可相当といたしま す。 調査委員長さん、これで終わりでございますので一言お願いいたします。</p>

<p>調査委員長 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、慎重審議頂きまして、ありがとうございました。 お疲れさまでございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは12頁ですね、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。 新規3件、再設定1件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会決定の件でございます。 今回は、新規3件と再設定1件の計4件でございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは事務局の説明頂きました議案第4号ですね。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それではですね、決定したいと思います。 続きまして議案第5号です。14頁、現況証明書(非農地証明書)の発行について、2件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>(議案の説明の前に、事務局より現行の「非農地証明書の発行基準要領」について説明)</p>

事務局
(武内義則)

はい。

それでは議案書の14頁、議案第5号 現況証明書の発行についてでございます。

今月は2件申請がございます。

まず議案番号の15、大字堂尾〇で登記簿は畑、現況は山林、面積は251㎡です。

申請人はうきは市浮羽町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、申請するものです。場所の方でございますけども、すいません地形図でいきますと、表示できないものですから、最初から航空写真の方でいかしていただいています。場所は市役所から西南に位置します日田市清掃センターを通り過ぎて、堂尾公民館、旧堂尾小学校でございますけども、その前を通り過ぎた赤丸で示したところでございます。航空写真で位置関係を見ますと、このようになっております。次が拡大した地形図で赤い線、赤いところが申請地になっております。次が拡大した航空写真です。次が字図となっております。写真方向①と②から撮影いたしました。まず①です。赤く印をつけたところで、イチョウの木が何本か見えますけども、竹と雑木が見られております。続きまして②の写真でございます。

このように発行基準の4、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものでございます。

続きまして議案番号の16、前津江町赤石〇、登記簿は畑、現況は山林、面積は154㎡でございます。

申請人は石川県金沢市の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。場所は国道212号を南下して、県道日田鹿本線に入り、大山ダムを越えて、元赤石小学校、現在川津食品でございますけども、その先を右折した赤い印の場所となっております。航空写真で見ますとこのようになっております。次が拡大した航空写真です。続きまして字図です。現場の写真を①から②、③の順で撮影しております。まず①の写真です。全体を見て撮影させたところでございますけども、ここに車庫のような入り口がございます。奥に主屋がございます。②の写真です。右の方に家が建ってるんですけども、なかなか見えづらい状況でございます。続いて③の写真でございます。このように、写真のとおり主屋がございますけども、雑木等で見えにくくなっております。雑木や竹で屋敷に入ることができないような状況でございます。こちら発行基準の4、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困

<p>推進委員 (末武正則)</p> <p>事務局 (武内義則)</p> <p>推進委員 (佐藤学)</p> <p>事務局 (武内義則)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>難な土地に該当するものでございます。</p> <p>以上の案件につきまして、地区ご担当の推進委員さんからご意見を頂こうと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず、議案番号の15、日田・五和地区の、末武推進委員さん、お願いいたします。</p> <p>6月19日に現地調査を行いました。 これはもう非農地と間違いありません。</p> <p>はい。 続きまして議案番号の16番、前津江地区佐藤推進委員、お願いいたします。</p> <p>前津江の佐藤です。 職員の武内さんと一緒に現地を調査しました。 もう森林の様相を呈してますし、現況復旧は不可能と思ひ、非農地で妥当だと思ひます。</p> <p>はい、ありがとうございました。 事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。 今の件、2件につきまして何かございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは現況証明書（非農地証明書）を発行したいと思います。 続きまして15頁です。 議案第6号 7月調査委員の選任についてでございます。 日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。 私が指名してよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>2番 中島浩司委員、4番 穴井浩司委員、16番 井上俊勝委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 6年 8月 8日

議 長 会 長

署 名 委 員 6 番

署 名 委 員 15 番